

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和5年度）

住 所 東京都立川市高松町2丁目27番27号  
 事業者名 立川バス株式会社  
 代表者名 代表取締役 山田 恭章

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	老朽化したノンステップバスを10両更新する。(2023年度)	計画のとおり実施した。

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
①設備の維持管理 ②運転士教育	①お客様がスムーズに乗降できるように、毎月の車両の定期点検でスロープ板や車椅子固定装置等の作動に異常がないか適正に点検整備を実施する。(2023年度) ②運転士入社時に車椅子の取扱いについて一から教育を行う。(2023年度)	①②計画のとおり実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降の介助・支援	車椅子使用のお客様の乗降時の対応について、全乗務員に配布してある「運転士・業務マニュアル」を活用し営業所での教育を実施していく。(2023年度)	計画のとおり実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
①車内での情報提供 ②路線案内図の配布 ③ホームページによる情報提供	①運賃表示器等でわかりやすく行先や次停名を案内すると共に、テロップに注意喚起等を流し、より一層車内での転倒事故防止の啓発に努めていく。(2023年度) ②高齢者などWEB検索が苦手なお客様でも、バスの路線や駅前の乗り場、バスの乗り方等が確認できる路線案内図を継続して配布していく。(2023年度 10,000部作製) ③当社ホームページによる情報提供について、お客様がより見やすく扱いやすくなるよう継続して検討しリニューアルする。(2023年度)	①②③計画のとおり実施した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の技術向上	乗務員の初任教育や事故惹起教育で教習用バスを活用し、安全のために基本となる制動操作・かじ取り操作等の教育において、車両に搭載された機能(Gセンサー)を有効に使用し車内転倒事故防止に役立てていく。また、事故発生率が高い50歳~60歳の乗務員を対象として上述の教育を実施して車内転倒防止事故防止に役立てていく。(2023年度)	計画のとおり実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内放送による啓発	高齢者、障害者等を含め乗客の皆さまに対して、運賃表示器や車内放送等を利用して事故防止や注意喚起等の啓発活動及び広報活動を継続して実施していく。(2023年度)	計画のとおり実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

メールや電話で寄せられるお客様等からのご意見・ご要望を社内で共有し、取組・改善に活用した。
---

(3) 報告書の公表方法

インターネットの利用(ホームページ掲載)
----------------------

(4) その他

特になし
------

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和 5年 3 月 31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両 数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備えたもの		計	うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	225	212	199	13			13	13		1	0			
年度内に 供用を開 始した車 両数	12	12	12											
年度内に 供用を廃 止した車 両数	7	7	7											
年度末車 両数	230	217	204	13			13	13		1	0	0	0	

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。

3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。

4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。

5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。